

「都道府県分別収集促進計画」の 策定義務の廃止について

令和3年7月12日
岐阜県

I 地方分権改革による見直し方針及び関係法令

義務付けの見直しに係る地方分権改革推進委員会の「第3次勧告」(H21.10)

- ◆ 「計画等の策定及びその手続の自治体への義務付け」に係る見直し方針
 - ・ 原則：「廃止」または「単なる奨励（「できる」「努める等」）」へ移行
 - ・ 例外：地方自治体の区域を超える一定の地域について、総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合には、策定及びその内容の義務付けを「許容」

廃棄物処理法と容器包装リサイクル法の関係

◆ 「廃棄物処理法」

⇒ リサイクルを含む廃棄物の適正処理のための「基本法」
一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は都道府県の権限
(都道府県廃棄物処理計画、法定計画)

◆ 「容器包装リサイクル法」

⇒ 廃棄物処理法の「特別法」

廃棄物処理法における処理を基本とし、一部特別に規定
(都道府県分別収集促進計画、法定計画)

都道府県廃棄物処理計画に記載すべき内容：廃棄物処理法施行規則第1条の2の2(容器包装リサイクル法・分別収集促進計画関連)

- ・ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分の適正な処理に関する目標を達成するために必要な措置
- ・ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項

廃棄物処理法

(排出事業者・処理業者・施設等を幅広く規制)

「自治体」が権限行使

容器包装リサイクル法

(メーカー規制等を上乗せ)

「国」が基本的に権限行使

※出典：環境省大臣官房リサイクル推進室作成資料(H27.10.1) [抜粋]

II 容器包装リサイクル法における都道府県の役割①

1 容器包装リサイクル法（第6条）が都道府県に求めている役割

- 市町村に対し、容器包装廃棄物の分別収集が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに努めること。
 - 容器包装廃棄物の排出抑制
分別基準適合物（※）の再商品化等の促進
- 必要な措置を講じること。
- ※ ガラスびん、ペットボトル等



2 岐阜県の対応

- 岐阜県では、上記1で求められている役割の重要性・必要性を認識し、その主なものとして、以下のとおり対応を実施している。
 - ① 市町村への必要な情報の提供・技術的助言などの技術的支援
 - ② 一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援
 - ③ 一般廃棄物の最終処分量の削減の取組みの支援
 - ④ ルールに従った一般廃棄物の丁寧な分別を市町村と連携して推進

III 容器包装リサイクル法における都道府県の役割②

1 「都道府県分別収集促進計画」に記載すべき内容（第9条）

- (1) 各年度の市町村別の容器包装廃棄物の排出見込み量及び合算して得られる量
- (2) 各年度の市町村別のガラス製容器、ペットボトル等の収集見込み量及び合算して得られる量
- (3) 各年度の市町村別のアルミ製容器、段ボール製容器等の収集見込み量及び合算して得られる量
- (4) ①容器包装廃棄物の排出抑制・分別収集の促進の意義に関する知識の普及
②市町村間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項



2 岐阜県の対応

- 岐阜県では、「第9期岐阜県分別収集促進計画」に以下の内容を記載
 - ・ 上記(1)・(2)・(3) ⇒ 「市町村分別収集計画」の数値を集計して記載
 - ・ 上記(4) ⇒ 「市町村分別収集計画」の取組内容、県独自の取組内容を記載
 - ①消費者へのメディアを活用した啓発、清流の国ぎふ環境学習での普及啓発 など
 - ②市町村担当者会議の開催、市町村分別収集状況の把握・情報提供 など

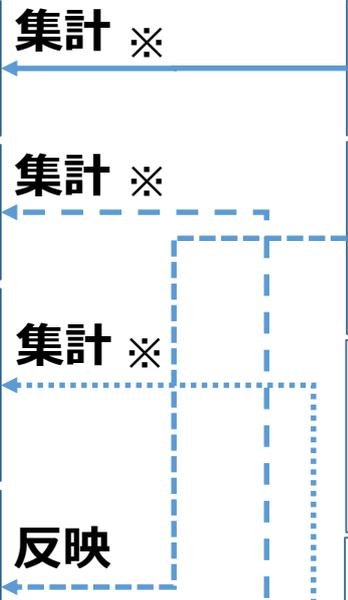
IV 県分別収集促進計画と市町村分別収集計画の関係

都道府県分別収集促進計画 法9条

市町村分別収集計画 法8条

- (1) 市町村別の容器包装廃棄物の排出見込み量及び総量
- (2) 市町村別のガラス製容器、ペットボトル等の収集見込み量及び総量
- (3) 市町村別のアルミ製容器、段ボール製容器等の収集見込み量及び総量
- (4) ①容器包装廃棄物の排出抑制・分別収集の促進の意義に関する知識の普及
- (4) ②市町村間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

- (1) 容器包装廃棄物の排出見込み量
- (2) 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策
- (3) 分別収集する容器包装廃棄物の種類・分別の区分
- (4) ①ガラス製容器、ペットボトル等の収集見込み量
- (4) ②アルミ製容器、段ボール製容器等の収集見込み量



※法第9条第4項
 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画の見込み量に適合するものでなければならない。

※一般廃棄物の処理は市町村の自治事務

120

V 岐阜県からの提案

現状



提案



(1) 容器包装廃棄物の排出見込み量・総量

(2) ガラス製容器、ペットボトル等の
収集見込み量・総量

(3) アルミ製容器、段ボール製容器等の
収集見込み量・総量

(4) ① 排出抑制・分別収集の促進に関する
知識の普及

(4) ② 市町村間の分別収集に関する情報の
交換の促進

集計・精査
・とりまとめ

国へ報告

県廃棄物処理計画にて対応可能

- 県廃棄物処理計画では、廃棄物の排出抑制や再生利用、市町村間の調整など、廃棄物の減量に関することを記載
- 廃棄物のうち容器包装廃棄物について、分別収集に関する取組などをこれまでも記載しており、今後は具体的に記載することによって対応可能

ダイオキシン類の汚染状況の 公表の義務付け等の廃止

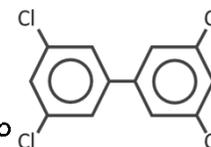
令和3年7月

群馬県環境森林部環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法について

○ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)概要

- ・ダイオキシン類^{※1}に係る国民の健康の保護のため平成11年制定。平成12年施行。
- ・廃棄物焼却炉、アルミニウム合金の溶鋳炉等を特定施設として、各種規制を制定。



- 【令和元年度末現在特定施設数】群馬県(前橋市、高崎市含む):200、全国12,052^{※2}
- ・知事等^{※3}による常時監視及び常時監視結果、自主測定結果の公表についても規定。

○法における特定施設に係る規制概要

届出、事故時の措置

- 施設設置者は、施設を設置・変更・廃止する際、届出者の氏名等変更の際に、知事等あて届出。
- 特定施設に係る事故発生時に応急の措置・復旧及び知事等へ通報。

排出基準順守

- ダイオキシン類の排出者(施設設置者)は、施設の種類、構造別に定められた排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

自主測定、結果報告

- 施設設置者は、排出ガス又は排出水中等のダイオキシン類濃度の自主測定を1年に1回以上、実施。
- 自主測定結果を知事等に報告
→知事等は測定結果を公表

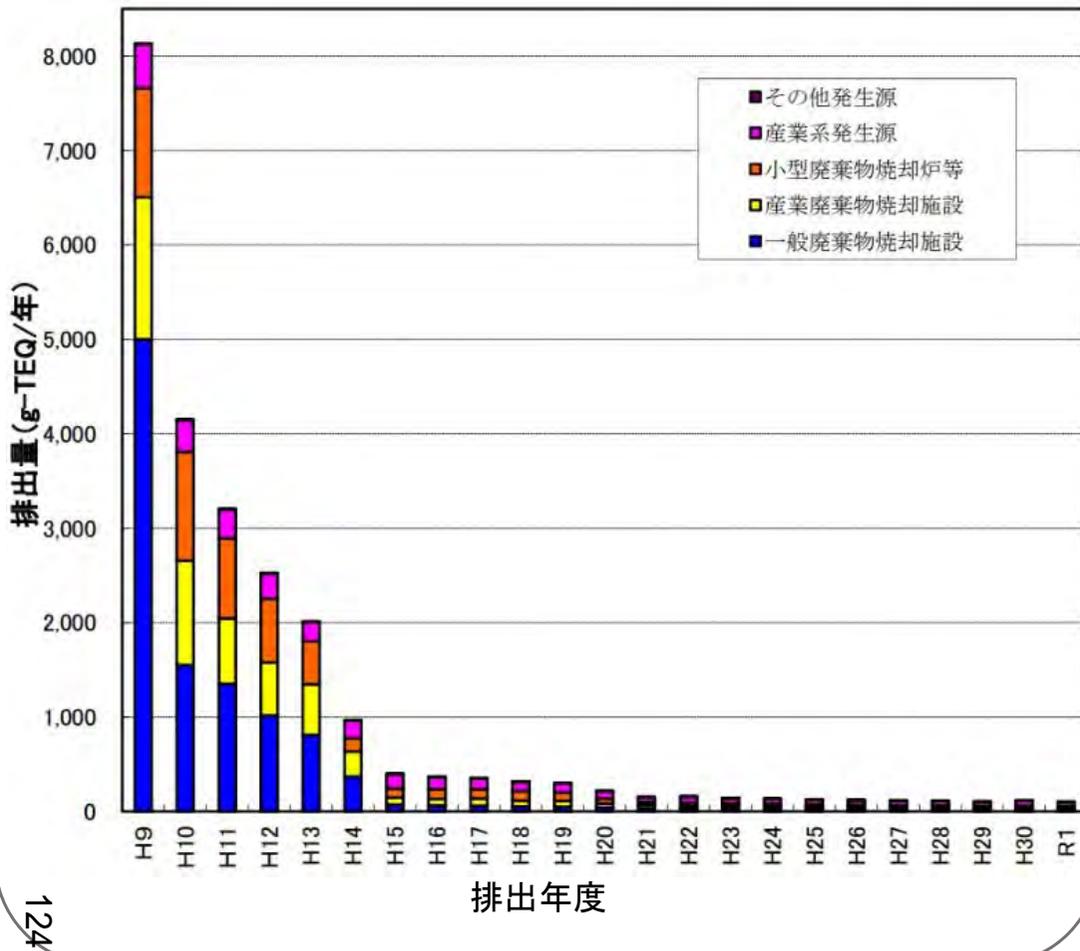
※1 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称

※2 令和元年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、令和3年3月環境省

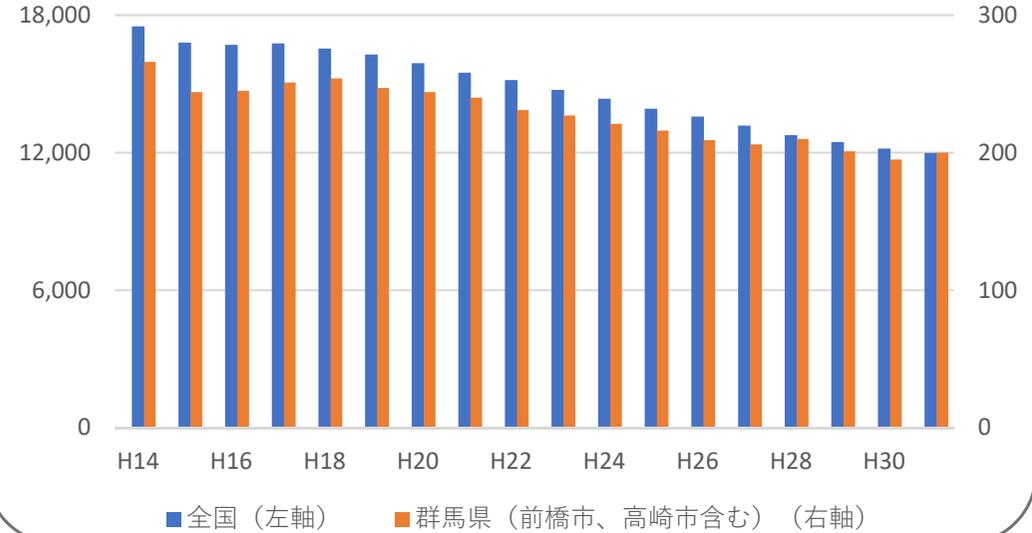
※3 都道府県知事、政令指定都市長、中核市長

ダイオキシン類の排出量等推移

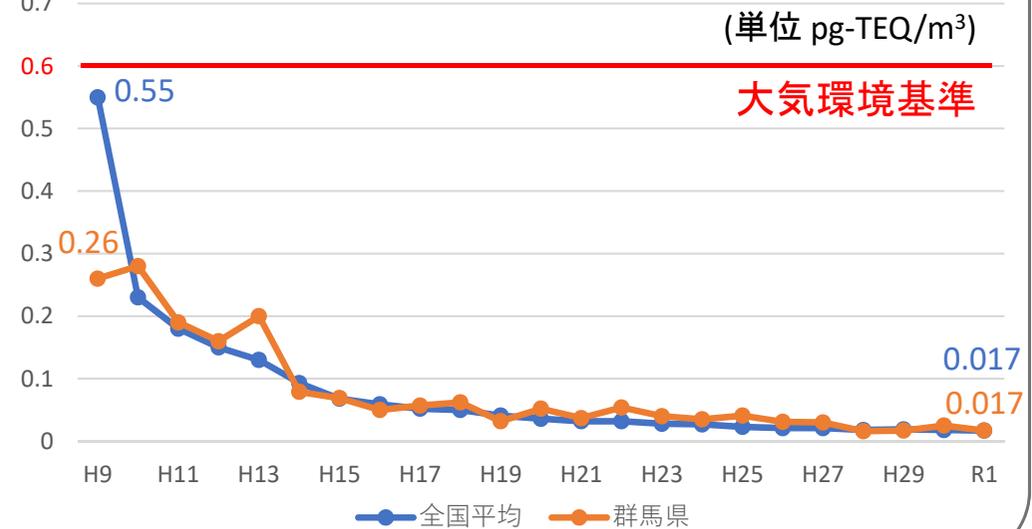
○ダイオキシン類の総排出量の推移※1



○法特定施設設置数の推移※2



○大気環境中のダイオキシン類濃度推移※3



※1ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)、令和3年3月環境省
 ※2ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、環境省
 ※3ダイオキシン類に係る環境調査結果、令和3年3月環境省

自主測定結果の知事等による公表までの流れ

○現状の流れ(群馬県の例)



- ①施設設置者は自主測定を実施(法第28条第1項、第2項)。測定結果を報告(法第28条第3項)。
(必要に応じ群馬県から施設設置者あて結果の修正、未測定事業者への測定指示、未報告事業者への報告を指示)
- ②群馬県が測定結果を公表。(法第28条第4項)
- ③環境省から各自治体あて、自主測定結果の情報提供依頼。(法第36条)→情報提供。
- ④環境省が全国の結果をインベントリーとして取りまとめて公表。(法第33条に基づき策定された計画による)

自主測定の結果報告に係る問題点と見直し提案

○自主測定の結果報告に係る問題点等

	報告に係る事務	報告に係る問題点	必要な人工
施設設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・結果の法定様式への転記 ・結果の報告 	作業に時間を要し負担。※ (補足:水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の他の規制法令では、自主測定義務はあるが、報告義務はなし。)	30分～1時間/件
群馬県 (自治体)	<ul style="list-style-type: none"> ・結果の取りまとめ、公表資料の作成等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ、公表資料作成時に、確認作業が膨大で職員にとって負担。※ ・ダイオキシン類の総排出量及び環境濃度が十分に低減された現状において、自治体における自主測定結果の集計・公表は形式的な事務に留まり、関与する必要性が低い。 ・法の施行上、行政が特定施設の管理状況等を確認する必要があるが、自主測定結果からではなく、法第34条に基づく立入検査及び報告徴収により当該確認を行うことが可能。 	結果收受から確認、とりまとめ、公表まで1時間/件(R元年度測定結果報告133件、前橋市、高崎市含む)
	国への情報提供	国指定様式への転記に膨大な作業が必要となる。	

※ダイオキシン類の測定結果は、他の規制法令と比べ、項目数(1検体当たり29種類の異性体の実測濃度等)、数値桁数(例:0.0000035ng-TEQ/m³)が多く、確認作業が繁雑及び誤記が発生しやすい。

○見直し提案

「自主測定結果の知事等あて報告」及び「知事等による測定結果の公表」を廃止する。

見直しにより得られる利点(成果)

	利 点
施設設置者	・自主測定結果の報告に要する時間を削減。
群馬県(自治体)	・自主測定結果の取りまとめ、国への情報提供、公表資料の作成等に係る負担の削減。 ・自主測定の報告に係る時間を立入り検査等に利用し、より適切な管理状況の監視が可能。

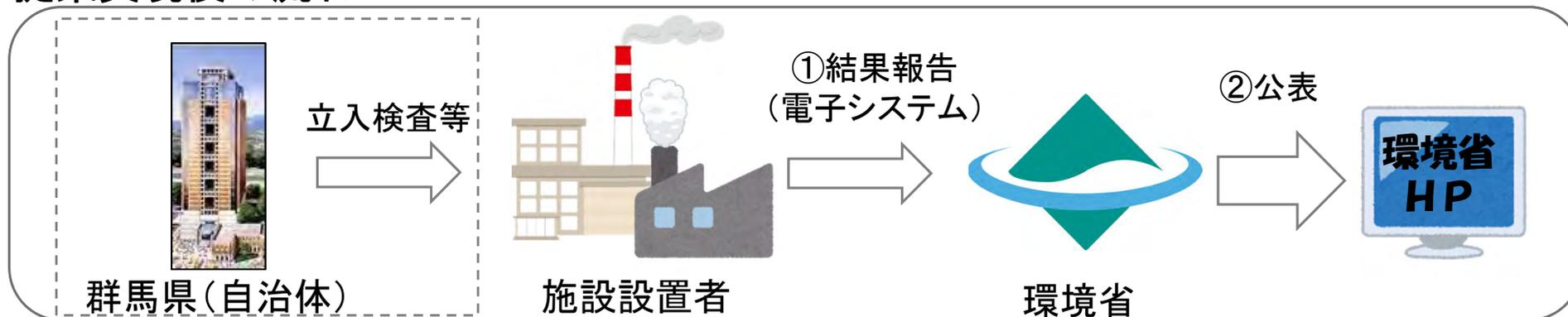
法施行に係る施設設置者及び行政の
事務負担の軽減が可能

【参考】国においてダイオキシン類の報告が今後も必要な場合

○提案

・自主測定結果、排ガス量の情報が、今後も「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」に関連して必要であれば、当該情報をPRTR制度(次頁参照)のように電子で直接国に報告し、誰でも容易に確認できる制度として欲しい。

○提案実現後の流れ



(自治体は必要に応じて定期的に立入検査等を実施し、特定施設に係る管理状況等を確認)

①施設設置者は自主測定を実施。測定結果を環境省あて電子システムにより報告。②環境省が測定結果を公表。

○利点等

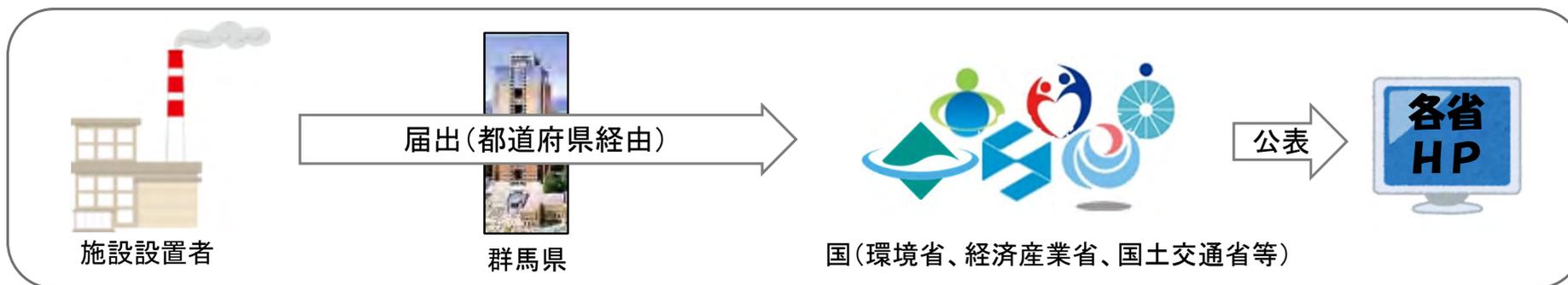
	利 点
施設設置者	・電子システムにより測定結果の記入ミス等を削減。 ・電子システムにより自主測定結果の報告に要する時間を削減。
群馬県 (自治体)	・電子システムを通し公表されたデータを利用することで、誤記等による誤りのない自主測定結果の確認が可能。

【参考】PRTR制度の概要

○化学物質排出把握管理促進法におけるPRTR制度の目的(抜粋)

特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する

○PRTR制度における届出の流れ等



届出対象物質	人の健康を損なったり生態系に支障を及ぼすおそれのある化学物質(第一種指定化学物質、462物質) (ダイオキシン類、六価クロム、トリクロロエチレン等)
届出対象事業者	①対象業種に該当し、②常時使用する従業員の数が21人以上であり、③届出対象物質の取扱量が1t/年(ダイオキシン類等の一部の物質は例外あり)以上の事業者
把握対象量	対象事業所からの環境中への排出量及び移動量
届出方法	事業者が届出対象量を自ら把握し、書面又は電子(Webによる電子システム)で国に届出。(都道府県にて形式に不備が無いか確認する経由事務あり。)
公表方法	国が集計を行い、公表

【参考】関係法令

○ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)(抄)

(設置者による測定)

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

- 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。
- 3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

第三十三条 環境大臣は、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を作成するものとする。

2 前項の計画においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量
- 二 前号の削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項
- 三 資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項
- 四 その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項

(第3～5項略)

(報告及び検査)

第三十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

(第2～4項略)

(資料の提出の要求等)

第三十六条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(第2項略)